

第1章

総会資料の電子提供措置に関する定款変更等 本年6月総会における 改正会社法等への対応

名古屋証券代行営業部兼カバナンスコンサルティング部兼法務部 三井住友信託銀行(株) 調査役・弁護士

長澤 渉

【この章のエッセンス】

●令和元年改正会社法の施行時期は、2021年3月1日(施行済み)と2022年9月1日(未施行)のものに分かれる。

●2022年6月総会においては、施行済み部分のうち会社未対応の部分への対応および未施行部分への対応(株主総会資料電子提供措置に関する定款変更)が必要となるほか、2021年改訂CGコード関連情報を招集通知に掲載することも考えられる。

は、改正会社法への対応等に加えて、機関投資家の動向等も踏まえた総会運営が必要となる。以下、法改正等への対応(本章)、総会の運営(第2章)、機関投資家の動向(第3章)について確認していきたい。

は、たとえば、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置(法305④等)や、取締役の報酬等に関する規律の見直し(法361⑦等)等がある。これらについては、6月総会会社においてはずでに対応済みの会社も多いためと思われが、もし新たに直面するものがあれば、新たに対応が必要となる。

改正会社法の概要

会社法の一部を改正する法律(令和元年法律70号)による改正会社法(以下、「法」という)は、2021年3月1日に一部施行済みであるが、2022年9月1日の施行も予定されている。

すでに施行済みの部分について

また、2022年9月1日が施行時期となる部分としては、いわゆる株主総会資料の電子提供制度があり、結論としては、2022年6月総会において定款変更を行うことが考えられる。

以下、上場会社を念頭におき、2022年6月総会に関連するものについて、ポイントを絞りつつ述べることとしたい。

2021年3月1日施行済みの改正会社法対応

(1) 会社補償に関する規定

会社補償に関する契約についての規定が新設されており、候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときまたは締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要を株主総会参考書類に記載し(選任議案がある場合。会社法施行規則(以下「会施規」という)74①五等)、また、補償契約を締結しているときは、当該補償契約の内容の概要等を事業報告の内容に含める必要がある(会施規121三の二等)。

(2) 役員等賠償責任保険契約(いわゆるD&O保険)に関する規定

役員等賠償責任保険契約の締結も継続も整備されており、候補者を被保険者とする当該保険契約を締結しているときまたは締結する予定があるときは、当該保険契約の内容の概要を株主総会参考書類に記載し(選任議案がある場合。会施規74①六

はじめに

2022年6月株主総会において